



令和3年 第2回定例会：11月12日

彩北広域清掃組合議会会議録

彩北広域清掃組合議会

令和3年第2回彩北広域清掃組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	3
○出席議員（10名）	3
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	4
○開 会（午後 1時30分）	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
議会運営委員長報告	5
採決	6
○議案第7号及び議案第8号の一括上程、提案説明	6
石 井 直 彦 管理者	6
小 卷 健 二 会計管理者	7
佐 野 雄 一 事務局長	11
○上程議案の質疑	12
質疑 4番 細 谷 美恵子 議員	12
答弁 佐 野 雄 一 事務局長	13
再質疑	13
再答弁	14
質疑 10番 竹 田 悦 子 議員	14
答弁 佐 野 雄 一 事務局長	14
再質疑	15
再答弁	16
○上程議案の討論～採決	16

○一般質問	17
8番 高橋弘行議員	17
答弁 佐野雄一 事務局長	18
再質問	21
再答弁	23
10番 竹田悦子議員	24
答弁 佐野雄一 事務局長	26
再質問	27
発言の訂正	28
再答弁	28
○特定事件の委員会付託	29
○閉会（午後 2時50分）	30
<hr/>	
○署名議員	31

彩広清告示第4号

令和3年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を、11月12日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

令和3年11月1日

彩北広域清掃組合
管理者 石井直彦

令和3年第2回彩北広域清掃組合議会定例会会議録

○議事日程

令和3年11月12日（金） 午後1時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第7号 令和2年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定について
議案第8号 令和3年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第1回）
- 第4 一般質問

一 般 質 問 通 告 一 覧

順	質問者氏名	質問事項及び内容
1	高橋弘行 議員	<p>1 鴻巣市（吹上分）のごみ搬入について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和2年度可燃ごみ年間搬入量と一日分の焼却量 (2) 令和2年度剪定枝の一般市民、年間直接搬入量 (3) 令和2年度剪定枝の年間、業者搬入量と処理手数料総額 (4) 粗大ごみが可燃物搬入量に記載がないが、その理由。 (5) 令和2年度行田市は搬入量が減少しているが、鴻巣市は増加している。その要因は。 <p>2 行田市分、ごみ搬入内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和2年度の年間の可燃ごみ総量と一日分の焼却量 (2) 令和2年度の年間の不燃ごみ総量はどこが掴んでいるのか。 (3) 令和2年度剪定枝のみの市民直接搬入年間総量 (4) 令和2年度剪定枝のみの業者搬入の総量と処理手数料額 (5) 令和3年10月より、鴻巣市吹上地域のみ、ポリエチレン製回収袋の試験的導入を行っているが、行田市は検証を行ってからとの説明である。では、検証はいつ終わるのか。 (6) 令和2年度行田市の可燃物搬入量のうち、令和元年度と比較して「収集外」及び「事業系」が大幅に減少しているが、その原因は何か。

2	竹田悦子 議員	<p>1 ごみ処理に関する維持管理と、組合事業終了後にかかる費用予測と基金積み立てについて</p> <p>(1) 維持管理費として約9,500万円が決算報告されています。今後の修繕料について、7,000万円程度としていますが、故障して稼働できなくなった場合、他の処理施設との契約内容について。</p> <p>(2) 構成市が、それぞれ新たな組み合わせのもとで、新ごみ処理施設建設を進めようとしています。組合事業終了後にかかる費用予測と積み立てについての見解。</p> <p>2 ごみ組成調査後の分別の徹底について</p> <p>(1) ごみの分別は構成市が地域の実情に合わせて行うものとしていますが、地球温暖化対策、今後の維持管理の点からも、組合がイニシアチブをとり対応をすることについて。</p>
---	---------	---

第5 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（10名）

1番	町田	光	議員	2番	小林	修	議員
3番	柴崎	登美夫	議員	4番	細谷	美恵子	議員
5番	小泉	晋史	議員	6番	芝寄	和好	議員
7番	江川	直一	議員	8番	高橋	弘行	議員
9番	吉田	豊彦	議員	10番	竹田	悦子	議員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

石井	直彦	管理者
原口	和久	副管理者
小卷	健二	会計管理者

江 森 裕 一 参 与
飯 塚 孝 夫 参 与

○ 事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 野 雄 一
主 幹 今 井 剛 史
書 記 福 田 延 孝

午後 1時 30分 開会

○吉田豊彦議長 組合議会の定例会を開会させていただきます。

改めて皆様、こんにちは。皆様には、公私とも極めてご多忙なところ、本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和3年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を開会いたします。出席議員が10名で定足数に達しておりますから、議会は成立しております。

△議事日程の報告

○吉田豊彦議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○吉田豊彦議長 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により議長において指名いたします。

10番 竹田悦子 議員

1番 町田 光 議員

2名の方よろしく願います。

△会期の決定

○吉田豊彦議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

———議会運営委員長 8番 高橋弘行議員。

[高橋弘行議会運営委員長 登壇]

○高橋弘行議会運営委員長 それでは、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る11月5日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配付いたしております、令和3年第2回彩北広域清掃組合議会定例会議事日程のとおり

決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○吉田豊彦議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のために管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付してあります印刷文書によりご了承願います。

△議案第7号及び議案第8号の一括上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第3、議案第7号及び議案第8号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 皆さん、こんにちは。本日ここに、令和3年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中ご参集賜り、重要案件につきましてご審議いただきますことを心より厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、本格的な冬の到来を前に落ち着きを見せつつあるようですが、インフルエンザとの同時流行も危惧されており、いまだ予断を許さない状況であります。引き続き感染予防対策にご留意をお願いいたします。

さて、本定例会においてご審議いただく案件は、令和2年度組合会計決算認定及び令和3年度補正予算でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただきますよ

うお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案について説明いたします。議案書の1ページからでございます。

議案第7号、令和2年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算の総額は歳入が5億6,879万9,322円、歳出が5億3,252万8,679円で、歳入歳出差引額は3,627万643円となっております。

なお、本件は既に監査委員の審査も完了しており、その審査意見書並びに関係資料として決算付表を配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案書の4ページからとなりますが、議案第8号、令和3年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

本案は、前年度決算の確定に伴い所要の措置を講じるものでございます。

今回の補正額は、歳入歳出とも2,929万7,000円の増額でございます。歳出といたしましては議会費の減額及び事業費の追加となっております。財源といたしましては、前年度繰越金を充当しております。

以上で、議案第7号及び議案第8号の説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、会計管理者及び事務局長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○吉田豊彦議長 次に、議案第7号の細部説明を求めます。———会計管理者。

[小巻健二会計管理者 登壇]

○小巻健二会計管理者 それでは、議案第7号、令和2年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定について細部説明を申し上げます。

まず、歳出からご説明いたしますので、別綴りの令和2年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の7ページ、8ページをお願いいたします。

まず、1款議会費の支出済額は、8ページの一番左の列になっておりますが、74万7,483円で、予算に対する執行率は32.00%となっております。1節報酬は組合議員の報酬、8節旅費は議会出席に伴う費用弁償、その他は組合

議会運営に係る諸経費で、不用額は新型コロナウイルス感染症の影響により議会視察研修が中止になったことなどによるものでございます。

次に、2款総務費の支出済額は、8ページの中段になりますが、6,283万6,227円で、予算に対する執行率は94.11%となっております。総務費のうち、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額の主なものとしましては、1節報酬は正副管理者及び会計年度任用職員1名の報酬、2節、3節、4節は組合職員6名の人件費でございます。

なお、総務費全体に占める人件費の割合は約73%となっております。

10節需用費の備考欄の一番上、消耗品費は、各種事務用品の購入及びコピー代、印刷製本費は例規集の作成・追録代、11節役務費は職員の健康診断、会計事務に係る各種手数料及びホームページの更新料、12節委託料と、9ページをお願いいたします。一番上の13節使用料及び賃借料は、本組合の管理運営に必要な各種システムの保守点検委託料、機器の借り上げ、システムの利用料などでございます。

18節負担金補助及び交付金のうち、備考欄の一番上、埼玉県市町村総合事務組合負担金は、組合職員3名の退職手当に係る市町村総合事務組合負担金でございます。

22節償還金、利子及び割引料は、令和元年度繰越精算還付金として、備考欄内訳の金額を旧鴻巣行田北本環境資源組合の構成3市に対して支出したものでございます。

9ページの中ほど2項監査委員費は、監査委員2名の報酬及び費用弁償でございます。

次に、3款事業費の支出済額は4億6,894万4,969円、予算に対する執行率は94.18%で、歳出全体の約88%となっております。事業費のうち、1目事業総務費は、現施設に係る管理業務の諸経費を支出したもので、10節需用費のうち備考欄の一番上、消耗品費は、現施設で使用する消耗部品等を購入したもの、12節委託料は、施設の各種管理業務及び廃棄物処理法に基づくばい煙等測定業務、ダイオキシン類等測定業務を委託したものでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料は、各

種事務機器や行田市から借り受けている最終処分場用地5,075平方メートルの借上料などで、26節公課費は公害健康被害の補償に関する法律に基づき、ばい煙を排出する事業所に排出量に応じて課せられる汚染負荷量賦課金でございます。

次に、2目維持管理費の支出済額は9,079万7,343円、予算に対する執行率は95.47%となっております。

10節需用費の備考欄、消耗品費、燃料費及び修繕料は、焼却施設を安定的に稼働させるため、発注生産が必要な特別仕様の部材や焼却炉で使用するA重油及び各種重機の燃料の購入、施設の補修や機器の修繕を行ったもので、不用額につきましては主に修繕料の執行残でございます。

11節役務費は、施設で使用する重機等の検査手数料、12節委託料は焼却設備及び最終処分場浸出水処理施設の維持に係る各種委託業務9件でございます。

14節工事請負費は搬入道路の舗装工事を実施したもの、17節備品購入費はごみ質分析用の低温乾燥機や場内整備用の機器を購入したものでございます。

次に、3目塵芥処理費の支出済額は3億4,193万6,925円、予算に対する執行率は93.79%となっております。

10節需用費の備考欄の一番上、消耗品費は、施設で使用する薬品類を購入したもので、不用額の主な理由は契約内容の見直し等による電気料の減や新型コロナウイルス感染症対策として4ヶ月分の水道料基本料金が減免となったことなどによるものでございます。

12節委託料は焼却施設の運転保守管理及び焼却灰等の処分に関する委託料で、不用額は焼却灰の処分量が見込みを下回ったことによるものでございます。

4目地元対策費、支出済額23万2,400円のうち、13ページ、14ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金は、地元の環境保全事業を行っております2団体に対して交付金を支出したものでございます。

5目基金費の支出済額1,566万8,892円は、財政調整基金への積立金で前年度剰余金1,560万7,000円と定期預金運用利子6万1,892円を積み立てたものでございます。

次の4款公債費、5款予備費につきましては、支出はございませんでした。

一番下、歳出合計ですが、支出済額は5億3,252万8,679円で、予算額に対する執行率は93.74%、不用額は3,557万8,321円でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、1款分担金及び負担金の収入済額は、6ページの左から2列目になりますが、4億1,266万9,000円で、前年度対比18.62%の減となっております。これは新組合の構成市が3市から2市となり、それぞれの負担金を新組合規約に基づき算出した結果、減となったものでございます。

2款使用料及び手数料の収入済額は9,567万8,050円で、前年度対比6.24%の減となっており、主に事業系ごみの処理手数料でございます。

なお、右ページ3列目、不納欠損額の1万800円は、未収となっていた手数料が決算年度中に5年の時効を迎えたため、不納欠損処理を行ったものでございます。

3款財産収入の収入済額6万1,889円は、財政調整基金の運用利子で、前年度対比40.90%減となっております。

4款繰入金はございませんでした。

5款繰越金は、前年度繰越金5,997万2,592円で、前年度対比26.98%の減となっております。

6款諸収入42万7,791円は、前年度対比112.27%の増で、これはスクラップ、古紙等の売払いが増となったことによるものでございます。

一番下、歳入合計の収入済額は5億6,879万9,322円で、前年度対比18.13%の減となっております。

次に、実質収支に関する調書についてご説明いたします。15ページをお願いいたします。まず、1、歳入総額は5億6,879万9,322円、2、歳出総額は5億3,252万8,679円、この歳入総額から歳出総額を差し引いた3、歳入歳出差引額が3,627万643円となります。

そして、歳入歳出差引額から4の翌年度へ繰り越すべき財源の合計を差し引いたものが実質収支となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源の計はゼロ円となっ

ておりますので、実質収支額も3,627万643円となり、翌年度へ繰越しされるものでございます。

次に、右側16ページ、財産に関する調書についてご説明申し上げます。1、公有財産、2、物品、3、債権につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

4、基金は、歳出でご説明いたしました前年度剰余金及び運用利子を積立てし、決算年度中増減高は1,566万8,892円の増となり、組合財政調整基金の決算年度末現在高は1億9,401万3,459円となりました。

以上で、議案第7号についての細部説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、議案第8号の細部説明を求めます。———事務局長。

[佐野雄一事務局長 登壇]

○佐野雄一事務局長 それでは、議案第8号について細部説明を申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。議案第8号、令和3年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第1回）でございますが、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,929万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,901万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、議会費の減額と事業費の追加でございます。また、その財源として前年度繰越金を追加計上するものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、14ページ、15ページをお願いいたします。1款1項、1目議会費、8節旅費、普通旅費60万3,000円の減及び13節使用料及び賃借料、バス借上料30万円の減でございますが、議会視察研修の中止に伴います関係経費の減額補正でございます。

次の17節備品購入費、庁用器具費20万円の追加でございますが、本会議室の音響機器が経年劣化により不具合が生じているため、必要な機材を購入するものでございます。

3款1項事業費、2目維持管理費、10節需用費、修繕料は3,000万円の追加で、2号炉の排ガス処理設備、ろ過式集じん器について、おおむね4年に1度のろ布の取替え補修を行うものでございます。このたびの補修は来年度に予定していた事業でございましたが、本年度に実施する2号炉乾燥段のストーカ等の

取替え補修と同時に行うことで、効率的な修繕と経費節減が見込めることから、前倒しで行うこととしたものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、前に戻りまして12ページ、13ページをお願いいたします。4款1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、前年度繰越金が当初の見込みを上回ったため、財政調整基金の取り崩し額を100万円減額するものでございます。

次の5款1項、1目繰越金は、令和2年度からの繰越金3,627万643円のうち、3,029万7,000円を補正財源として追加計上するものでございます。

以上で、議案第8号の細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

△上程議案の質疑

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

—————4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 では、議席番号4番、細谷美恵子でございます。質疑をいたします。

決算の方でありますので、議案第7号について、12ページであります。12ページの最終処分場土地借上料についてなのですが、100万8,838円、最終処分場土地借上料、小針最終処分場5,075平方メートルということでございますけれども、1点目で、この場所ですけれども、小針最終処分場というふうに伺っていますが、これはいつからの支出になっているかを1点伺いたい。いつからということ伺いたいと思います。

それから2点目として、この料金、借上料の算出の根拠について伺いたいと思います。

3点目です。先ほどちょっとお話しさせていただいたのですが、行田市にはもう一つ、長善沼という最終処分場がありますが、これは組合の最終処分場ではないというように先ほどちょっと伺いましたが、それでよろしいのか、全く無関係なのかについて3つ伺います。

もう一つ、同じ12ページで、中段の辺りに浸出水処理施設巡回保守点検業務

委託料99万円というのがあります。これについて今説明を伺いましたら、最終処分場からの浸出水の点検業務というふうにおっしゃったかと思いますが、1点目として巡回する施設はどこでしょうか。

2点目として、巡回する回数は何回ですか。

3点目として、点検内容はどのようなものか伺いたいと思います。以上です。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○佐野雄一事務局長 細谷議員のご質疑にお答え申し上げます。

まず、いつから借りているのかということですが、平成7年からでございます。

あと、借上料の積算の根拠でございますが、行田市行政財産の使用料に関する条例を根拠としております。

3つ目の長善沼は組合とは関係ないのかというご質疑でございますが、組合とは関係ございません。

それから、巡回する施設でございますが、最終処分場の浸出水処理施設でございます。そちらの搬入路沿いに建物がございしますが、そちらの建物が処理施設となっております。

それから、何回点検するのかでございますが、月1回、年12回となっております。

あと、点検の内容でございますが、水質の測定や吸着設備等の点検、ペーハー計、ポンプ、攪拌機等の点検を行っているところでございます。以上でございます。

○吉田豊彦議長 再質疑ありますか。———4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 再質疑します。

2つ目の浸出水処理施設巡回保守点検業務というふうにあったと思うのですが、巡回というのは巡るという意味なのですね、普通は。それで今伺うと、1箇所だけということよろしいのですか。巡回というのは、いくつか回るのを私は巡回というのだと思ったのですが、違うということよろしいでしょうか。1箇所だけという、この小針にある浸出水処理施設のみということよろしいでしょうか。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○佐野雄一事務局長 その施設1箇所のみでございます。

○4番 細谷美恵子議員 結構です。

○吉田豊彦議長 他に質疑ありますか。よろしいですか。

———10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 10番、竹田悦子です。

まず、1点目の12ページの塵芥処理費は、これは多分タクマ等と委託契約しているというふうに思います。今、社会全体として雇用の問題というのは、非常に大きく取り上げられています。委託をしているので、その先についてはあくまで委託先の任意によるものだというふうに思いますが、そういう点からいうと委託先の雇用条件、労働条件について承知しているのかどうかをまず1点目、確認をしていきたいと思います。

それから、2点目です。16ページに物品、50万円以上で購入したものが、各台数が書いてあります。台数というのは、いくらで購入したのかよく分かりませんが、これは減価償却の方式で計算していくと、財産に係る調書の中の物品のそれぞれの今、最終価格というのはいくらになっているのか、併せてお聞きをしておきたいと思います。

それから、ちょっと通告していなかったのですけれども、今、最終処分場の問題で細谷議員が質問をしました。最終処分場というのは非常にご苦労があるのですけれども、この水質検査は基本的には基準値内に収まっているのかどうか。実は、中部環境を始めた時に、鴻巣の大間に最終処分場を造って防水シートなどでやっていたのですけれども、なかなか適正なBODとかいろいろな数値が合わなくて苦労していたという経緯もあるのです。そういう点からいうと、今後、この最終処分場をどうしていくのかというのは、今後の大きな課題にもなっていくというふうに考えますので、この点の水質の結果については、逐次報告していただけるのかどうか、この点を確認します。以上です。

○吉田豊彦議長 順次執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○佐野雄一事務局長 それでは、ご質疑にお答え申し上げます。

まず、1点目の決算書12ページ、塵芥処理費の焼却施設保守管理業務委託料

の委託先の雇用条件、それから労働条件についてでございますが、仕様書では技術管理者または技術管理士の配置や、危険物取扱主任者、クレーン操作技術習得者、ボイラー技士などの資格を有する者を従事者とすること、それから日勤者を6名、直勤者を5名体制とすることなどを定めております。ご質疑の委託先の労働条件あるいは雇用条件につきましては、把握しておりません。

それから、2点目の取得価格50万円以上のものについてですけれども、決算書16ページの物品についてでございますが、物品の表をちょっとご覧いただきたいと思っております。決算書の16ページでございますけれども、令和3年3月31日現在の価格について順次お答え申し上げます。物品の表の上から順番に、取得年月、取得価格、耐用年数、残存価格の順にご説明を申し上げます。

まず、草刈機は平成27年5月、取得価格が261万1,376円、耐用年数7年、残存価格が74万7,096円でございます。

次のブルドーザーは、取得年月が平成8年6月、取得価格は574万7,400円、耐用年数は8年、残存価格は1円でございます。

次のミニパワーシャベルは、平成8年6月取得、価格は406万8,500円、耐用年数は8年、残存価格は1円でございます。

次の乗用車（連絡用）の1台は、平成26年7月取得、金額が172万8,000円ちょうど、耐用年数が6年、残存価格は1円でございます。

乗用車（連絡用）のうち、もう1台は、取得年月が平成26年7月、取得価格が181万2,240円、耐用年数は6年、残存価格は1円となっております。

次の軽トラックは、平成19年5月取得、価格が103万3,200円、耐用年数が4年、残存価格は1円でございます。

次のフォークリフトは、平成12年6月取得、価格が147万円ちょうど、耐用年数が4年、残存価格は1円でございます。

それから、3番目のご質疑の最終処分場の水質に関するご質疑でございますが、検査結果につきましては全て基準値内に収まっているということでございます。以上でございます。

○吉田豊彦議長 他に質疑ありますか。———10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 では、再質疑を行います。

今の物品の状況を見ると、50万円で購入し、廃棄処分していないから残存として残ってはいるけれども、基本的には減価償却の期間がもう過ぎて残存価格もほとんどないと。ですから、逆に言えば、例えば高額で購入したブルドーザーを574万円で購入したのだけれども、残存期間はもう切れて、いわゆる減価償却も1円になっているということを含めた時に、今後の維持管理は、ちょっと一般質問にもつながってしまうのですけれども、そういう点からいうと非常に大事に使っていただいているという一つの反映だとは考えますが、この点についての見通しというのを今後の決算から見てどういうふうに新年度の中で反映しようとしているのかをまず再質疑しておきます。以上です。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○佐野雄一事務局長 再質疑にお答え申し上げます。

今年度、ブルドーザーとミニパワーシャベルにつきましては廃車いたしまして、パワーシャベル1台に交換してございます。新規に取得してございます。

それから、ほかの物品につきましては、定期的に点検を行っておりまして、メンテナンスはしっかりやりながら、維持管理に努めております。こうしたことから現在のところ更新する予定はございません。以上でございます。

○10番 竹田悦子議員 終わります。

○吉田豊彦議長 他に質疑のある方いますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 他に質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

△上程議案の討論～採決

○吉田豊彦議長 次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

初めに、議案第7号、令和2年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第8号、令和3年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第1回）について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

△一般質問

○吉田豊彦議長 次に、日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

—————8番 高橋弘行議員。

[8番 高橋弘行議員 登壇]

○8番 高橋弘行議員 それでは、8番、高橋弘行です。何点か一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず、大きく区切って2つ分けさせていただきます。まず1番目は、鴻巣市、要するに旧吹上分、ごみの搬入についてひとつ何点か聞かせていただきたいと思います。

まず1点目は、令和2年度の可燃ごみ年間搬入量と1日分の焼却量をお願いしたいと思います。鴻巣分です。

2点目、令和2年度剪定枝の一般市民の年間直接搬入量が分かるようでしたらお願いいたします。

3点目、令和2年度剪定枝の年間業者搬入量と処理手数料の額を教えてくださいたいと思えます。

4点目、粗大ごみが可燃物搬入量に記載がありませんが、その理由をお願いいたします。

5点目が、令和2年度、行田市は搬入量が減少していますが、鴻巣市分は増加しております。その要因をお願いしたいと思います。

2番目、行田市分のごみの搬入内容について何点かお聞かせいただきたいと思います。

1点目は、令和2年度の年間の可燃ごみ総量と1日分の焼却量をお願いいたします。

2点目、令和2年度の年間の不燃ごみの総量は、どこが掴んでいるのかお願いしたいと思います。

3点目、令和2年度剪定枝のみの市民直接搬入年間総量が分かるようでしたらお願いいたします。

4点目として、令和2年度の剪定枝のみの業者搬入の総量と処理手数料額をお願いいたします。これはあくまでも行田市分ということでございます。

5点目、令和3年10月より鴻巣市吹上地域のみ、ポリエチレン製回収袋の試験的導入を行っていますが、行田市は検証を行ってからとの説明であります。では、検証はいつ終わるのかお願いしたいと思います。

最後6点目、令和2年度に行田市の可燃物搬入量のうち、令和元年度と比較して収集外及び事業系が大幅に減少していますが、その原因は何なのかお願いします。

以上、終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

[佐野雄一事務局長 登壇]

○佐野雄一事務局長 それでは、ご質問にお答え申し上げます。

初めに、ご質問の1番目、鴻巣市吹上分のごみ搬入についての1点目、令和2年度可燃ごみ年間搬入量と1日分の焼却量についてでございますが、令和2年度決算附表の21ページ、令和2年度ごみ処理実績集計表を基にお答え申し上げます。

鴻巣市吹上地域の年間搬入量は5,794.84トンで、全体の17.84%を占めております。この比率を焼却量合計3万2,174.96トンに乗じますと、鴻巣市吹上地域の年間焼却量は5,740トンとなります。また、年間焼却量5,740トンを経営日数335日で割りますと、1日当たりの焼却量は17.13トンとなります。

次に、2点目の令和2年度剪定枝の一般市民の年間直接搬入量についてでございますが、小針クリーンセンターの集計において、植木類のごみとして把握しているものは、事業系ごみのみとなります。構成市が業者委託した分や一般家庭の直接搬入分については総量のみでの把握であり、ごみ種別ごとの搬入量は把握しておりません。

あくまでも推計でございますが、鴻巣市吹上地域の一般家庭から直接搬入されるごみ種について、受付窓口から見た状況では少なくとも6割が植木類となっております。これを踏まえ、鴻巣市吹上地域の一般家庭の搬入量合計53.37トンに60%を乗じますと、約32トンが植木類ということになります。

なお、剪定枝や葉っぱ、草、家庭菜園などを含んだ数字であることをご理解いただきたいと思います。

次に、3点目の令和2年度剪定枝の年間、業者搬入量と処理手数料総額についてでございますが、当センターでは搬入される事業系ごみについては、ごみ種別ごとに計量を行っております。紙類、厨芥類、布類、植木類、木材類などがございます。決算付表には掲載しておりませんが、令和2年度における事業系の植木類の搬入量は、総搬入量が726.77トンで、うち鴻巣市吹上分が87.42トンであり、焼却手数料は131万1,300円となります。

次に、4点目の粗大ごみが可燃物搬入量に記載がない理由についてでございますが、鴻巣市吹上地域から発生した粗大ごみは、有料のリクエスト方式で個別回収された後、鴻巣市指定の一時仮置場に搬入され、中間処理を行った後に当センターに搬入されております。決算付表に掲載はございませんが、令和2年度実績では65.69トンでございました。組合では個別の計量を行っておりますが、実績集計表では鴻巣市の収集分として集計しております。

次に、5点目の令和2年度行田市は搬入量は減少しているが、鴻巣市は増加している要因についてでございますが、令和2年度と令和元年度の搬入量の比較では、全国的な傾向を見ましても、新型コロナウイルスの影響を受け事業系ごみが減少し、家庭系ごみが増加している傾向にございます。

鴻巣市における、ごみ搬入総量の対前年度比の増加は、家庭系ごみの増加が行田市の家庭系ごみより顕著であったことや、行田市の事業系ごみの減少が、鴻巣

市より顕著であったことなどが挙げられます。やはり新型コロナウイルスの影響によるものと思われまます。

次に、2番目の行田市分、ごみ搬入内容についての1点目、令和2年度の年間の可燃ごみ総量と1日分の焼却量についてでございますが、令和2年度決算付表の21ページ、令和2年度ごみ処理実績集計表を基にお答え申し上げます。

行田市の年間搬入量は2万6,694.55トンで、全体の82.16%を占めております。この比率を焼却量合計3万2,174.96トンに乗じますと、行田市の年間焼却量は2万6,435トンとなります。また、年間焼却量2万6,435トンを年間稼働日数335日で割りますと、1日当たりの焼却量は78.91トンとなります。

次に、2点目の令和2年度の年間の不燃ごみ総量は、どこが掴んでいるのかについてでございますが、行田市より発生した不燃ごみの処理につきましては、行田市環境課が所管し、総量についても把握をしているものと認識しております。

次に、3点目の令和2年度剪定枝のみの市民直接搬入年間総量についてでございますが、先ほどもご答弁申し上げましたが、当センターの集計において植木類のごみとして把握しているものは、事業系ごみのみとなります。構成市が業者委託した分や一般家庭の直接搬入部分については総量のみの把握であり、ごみ種別ごとの搬入量は把握しておりません。あくまでも推計でございますが、行田市の一般家庭から直接搬入されるごみ種について、受付窓口から見た状況で申し上げますと、少なくとも7割が植木類となっております。これを踏まえ、行田市の一般家庭の搬入量合計1,458.64トンに70%に乗じますと、約1,021トンが植木類ということになります。

なお、剪定枝や葉っぱ、草、家庭菜園などを含んだ数字であることをご理解いただきたいと存じます。

次に、4点目の令和2年度剪定枝のみの業者搬入の総量と処理手数料額についてでございますが、当センターでは搬入される事業系ごみについては、ごみ種別ごとに計量を行っております。紙類、厨芥類、布類、植木類、木材類などがございます。決算付表には掲載しておりませんが、令和2年度における事業系の植木類の搬入量は、総搬入量が726.77トンでございます。うち行田市分が63

9. 35トンであり、処理手数料は959万250円となります。

次に、5点目の令和3年10月より、鴻巣市吹上地域のみポリエチレン製回収袋の試験的導入を行っているが、行田市は検証を行ってからとの説明であり、検証はいつ終わるのかについてでございますが、検証期間は1年程度を想定しておりますので、来年の10月頃には検証結果を出したいと考えております。

次に、6点目の令和2年度に行田市の可燃物搬入量のうち、令和元年度と比較して収集外及び事業系が大幅に減少している原因についてでございますが、令和2年度と令和元年度の搬入量の比較では、全国的な傾向を見ましても新型コロナウイルスの影響を受け、事業系ごみが減少し、家庭系ごみが増加している傾向にございます。

行田市における、事業系の減少については、新型コロナウイルスの影響によるものと思われま。収集外の多くは、行田市が管理する街路や公園等の植木類ごみでございますが、植栽や刈草などの処分依頼を受けた事業者の活動が制限された時期もあったことを考慮いたしますと、新型コロナウイルスの影響があったと言えます。

また、令和元年度は10月の台風19号による稲わらなどの災害ごみを受け入れており、収集外の搬入量が多い年であったことも影響しているものと思われま。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 再質問ありますか。———8番 高橋弘行議員。

○8番 高橋弘行議員 大変ありがとうございました。それでは、何点か再質問をさせていただきます。

それでは、まず鴻巣分の方での件について、2点目として令和2年度剪定枝の一般市民の年間直接搬入量を私の方で記載させていただきまして、先ほどの説明の中で32トンということでお話がありました。その話の中では、説明では推計であるということですよ。あくまでも実数がないということ。これであくまでも32トンは推計であるということによろしいのか、そのところをまず1点確認させてください。

それから、次に4点目ですけれども、粗大ごみの可燃物搬入量にその記載がな

いが、その理由という中で、先ほどお話がありました。これも先ほど説明の中で、ページ21でしょうか、その中で鴻巣分が4,536.21トンというふうに入っておりますが、この中に含まれているのか、それもひとつお願いいたします。

鴻巣分に関しては、以上でございます。

それで、行田市分について何点かお聞かせいただきたいと思います。まず、3点目の令和2年度剪定枝のみの市民直接搬入年間総量、これは先ほどお聞きしまして答弁を聞かせていただきました。私がこれ聞いたのは、行田市が令和2年度にごみ処理基本構想を策定して、今、基本計画策定段階から構想、昨年から今日まで約2年、1年以上の期間があったわけですけれども、この間、組合の方は行田市から一般家庭の剪定枝の実数、これだけ1年以上の期間があったのですけれども、この実数の依頼がなかったのか、もっとしっかりした数字をつかんでほしいというふうなことの依頼はあったのか、なかったのか、ひとつそこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、4点目の令和2年度の剪定枝の搬入総量と処理手数料ということをお聞かせいただきまして、ご答弁いただきました。これが令和2年度の決算、ページ数で20ページを見ますと、9,566万8,000円ということになっております。先ほどの答弁との関係を聞かせていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、5点目については、ポリエチレン製回収袋の試験的導入について今答弁をいただきました。それでは、そういうふうな答弁の中で何点かお聞かせいただきたいと思います。

検証は今行っているということですが、検証というのはどこで、誰が、どういうところで行っているのか、誰が行っているかまず聞かせていただきたいと思います。

それから、検証の判断は誰が行うのか、それも2番目に聞かせてください。

そうした場合、その結果が出てどういうふうになるのか、またその結果については組合としては、行田市に、また行田市民の方へはどのような周知をするのか、ひとつお願いしたいと思います。

それから、最後6点目についてですけれども、収集外と事業系が大幅に減少しているということで、今コロナの関係等も含めてお話がありました。そうすると今後の予想が分かるようでしたらば、今後、この可燃物についてはどういうふうな考えを持っているのか、収集外というのと事業系、この件についてひとつ分かる範囲内でもって教えていただければというふうに思います。

以上が再質問とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○佐野雄一事務局長 再質問にお答え申し上げます。

まず、一般家庭の剪定枝の直接搬入量は確認していないでよいか、また32トンは剪定枝の年間搬入量の推計でよいかについてでございますけれども、組合では一般家庭の直接搬入において、剪定枝に限った受付計量は行っておりません。また、約32トンは鴻巣市吹上地域の一般家庭から直接搬入された剪定枝や葉っぱ、草、家庭菜園などの植木類の推計値でございます。

それから、次に鴻巣市吹上地域の粗大ごみの搬入量は、令和2年度決算附表21ページ、鴻巣市の収集分4,536.21トン内に含まれているかについてでございますけれども、議員のご指摘のとおり含まれております。

次に、組合は行田市から一般家庭の剪定枝の実数の統計依頼があったかについてでございますが、行田市より剪定枝の量のみ把握できないかとの問合せがございましたが、難しい旨を回答しております。

なお、実数の統計の依頼はございませんでした。

次に、令和2年度決算附表の20ページでは、使用料及び手数料が9,566万8,000円とあるが、事業系植木類の処理手数料との関係についてでございますが、令和2年度中の事業系ごみの処理手数料の決算額9,566万8,050円を千円単位としたものでございます。先ほどご答弁申し上げましたけれども、植木類の処理手数料もこの中に含まれております。

それから、次にポリエチレン製回収袋の試験的導入の検証は、どこで、誰が行うのか、また判断は誰が行い、市民への周知はどのように行うのかなど一括してご答弁申し上げます。

このたびの検証は、ポリエチレン製あるいは同等のごみ袋での受入れを行った

場合の搬入不適物混入の削減効果や焼却炉への影響などについて、組合で検証するものでございます。検証に当たっては、ごみ質の分析結果や排ガス数値などの測定結果を基に検証を行い、引き続き受け入れるかについては組合で判断することになります。

なお、検証結果については、構成市に通知いたします。組合において引き続き受け入れることを決定した場合は、構成市においてポリエチレン製あるいは同等のごみ袋を導入するかどうかを決定し、導入を決定した場合は構成市において市民への周知が図られるものと認識しております。

それから、次に行田市の収集外及び事業系の今後の搬入量の予想についてでございますが、令和3年度の10月までの搬入実績と令和2年度の10月までの搬入実績を比較いたしますと、収集外が63トンの減、率にして6%の減であり、事業系は69トンの減、率にして2%の減となっております。あくまでも7ヶ月間の直近データの比較でございます。なお、今年度の総搬入量の見込みにつきましては、収集外が約1,490トンで約4%の減、事業系は約5,230トンで約1%の減と見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 以上で高橋弘行議員の質問は終結いたします。

次に、10番 竹田悦子議員。

[10番 竹田悦子議員議員 登壇]

○10番 竹田悦子議員 議席番号10番、竹田悦子でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。

1、ごみ処理に関する維持管理と、組合事業終了後にかかる費用予測と基金積立てについて。(1)維持管理費として約9,500万円が決算報告されております。今後の修繕料については7,000万円程度としていますが、故障して稼働できなくなった場合、他の処理施設との契約内容について、本日の議案となっている議案第7号の歳入歳出決算認定の議案書を見ると、9,079万7,343円となっております。そのうち修繕料が5,969万3,233円です。1984年8月稼働後、37年が経過しています。ごみ処理業務に携わっておられる方々に本当に感謝申し上げるとともに、ご苦勞されていると推察いたします。

以前、他の議員の質問に対し答弁で、今後の修繕料については7,000万円程度としています。新たなごみ処理施設建設に向けて、構成市がそれぞれの組み合わせで動き始めていますが、少なくとも数年は必要であると私は推察しています。故障して稼働できなくなった場合、他の処理施設に依頼されると思いますが、他の施設との契約内容はどのようになっているのか伺います。

(2) 構成市が、それぞれ新たな組合せの下で、新ごみ処理施設建設を進めようとしています。組合事業終了後にかかる費用予測と積立てについての見解。新たなごみ処理施設について行田市は羽生市と、鴻巣市は北本市、吉見町と広域で進めることが首長間で合意しています。今後、別々の稼働となることから、この彩北広域清掃組合としての事業終了に向けた検討を始めることが必要であると私は考えます。

特に費用面での検討が必要ではないかと考えます。中部環境保全組合では、2011年までに解体費用も含めた費用分として14億円基金としてあるそうです。本組合として事業終了後にかかる費用予測と積立てについての見解をお答えください。

2、ごみ組成調査後の分別の徹底について。(1) ごみの分別は構成市が地域の実情に合わせて行うものとしていますが、地球温暖化対策、今後の維持管理の点からも組合がイニシアチブを取り対応することについて。国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)がイギリスで開催されています。日本は不名誉なことですが、温暖化対策に後ろ向きな国に贈られる化石賞を前回に続き受賞しています。石油と石炭をやめていくことが求められていると思います。

鴻巣市は、具体的内容はこれからですが、ゼロカーボンシティ宣言を行いました。環境問題は個人が真剣に取り組むことが前提ですが、あらゆる企業、団体、自治体が、これからの地球の未来を守るために、同じ目線で取り組んでいくことが求められていると考えます。

決算附表の10ページには、毎年度ごみのごみ質分析結果がありますが、プラスチック、ビニール類が昨年度は24.1%となっています。2009年度の28.1%から見れば低くなっていますが、全体の4分の1を占めています。行田市も鴻巣市の吹上地域も、ごみの分別表を見ると、本来混入してはならないのが

全体に4分の1あるビニール類、プラスチック類です。もっと分別を徹底することが必要であると考えます。

他の議員の以前の質問に対して、ごみの分別は構成市が地域の実情に合わせて行うものとしていますが、地球温暖化対策、今後の維持管理の点からも組合がイニシアチブを取り、対応することが必要であると考えますのでお伺いするものです。見解をお答えください。

以上で壇上での質問といたします。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

[佐野雄一事務局長 登壇]

○佐野雄一事務局長 それでは、ご質問にお答え申し上げます。

初めに、ご質問の1番目、ごみ処理に関する維持管理と、組合事業終了後にかかる費用予測と基金積立てについての1点目、維持管理費として約9,500万円が決算報告されている。今後の修繕料について7,000万円程度としているが、故障して稼働できなくなった場合の他の処理施設との契約内容についてでございますが、故障などにより稼働できなくなった場合は、埼玉県清掃行政研究協議会ごみ処理施設県内協力体制実施要綱に基づき、埼玉中部環境保全組合など近隣の施設に処理をお願いすることになります。

参考までに、これまで処理を依頼した実績を申し上げますと、2炉同時に停止しての補修や、1炉当たりの補修期間が3週間を超えるような補修などの際に、3回ほど埼玉中部環境保全組合へ処理をお願いした経緯がございます。今後におきましても全炉停止となることのないよう、適正な維持管理に努めてまいりたいと存じます。

次に、2点目の構成市がそれぞれ新たな組合せのもとで、新ごみ処理施設建設を進めようとしているが、組合事業終了後にかかる費用予測と積立てについての見解についてでございますが、組合事業が終了となった場合にかかる費用につきましては、建物の解体費用や土地の処分、最終処分場に埋め立てられた焼却灰等の処分などの組合財産の処分費用が想定されます。組合では、現在、財政調整基金を積み立てておりますが、構成2市の負担額について、単年度に過度な負担が生じることのないよう、財源の調整を図る目的で設置したものであり、財産を処

分するための基金ではございません。

今後、組合財産を処分する必要がある場合において、処分費用の取扱いについて構成市間で協議する中で、必要に応じて基金への積立てにつきましても検討されるものと考えております。

次に、2番目のごみ組成調査後の分別の徹底についての、ごみの分別は構成市が地域の実情に合わせて行うものとしているが、地球温暖化対策、今後の維持管理の点からも、組合がイニシアチブを取り対応することについてでございますが、組合ではこれまでビニール、プラスチック類の削減に向けて事業者への啓発や施設見学を通じた分別意識の醸成に努めてまいりました。今後におきましても引き続き、ごみの組成分析を継続し、石油由来のビニール、プラスチック類の混入割合の低減に向けて、構成市を通じて市民の皆様分別の徹底をお願いしてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 再質問ありますか。———10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 10番、竹田悦子です。再質問を行います。

1の(1)についてであります。この答弁の中では、全炉停止となったというふうな答弁がありました。全炉停止となるようなことがないように適切な維持管理に努めると答弁されていますが、全炉停止となった時の教訓は何だったのか、また経年劣化の中で部品の調達は大丈夫なのか。埼玉県清掃行政研究協議会のホームページを見ると、詳細な事項がありませんが、ごみ処理施設県内体制実施要綱の中では、ごみの分別について搬入する場合、いわゆる焼却の方法が違うというふうなこともあると思いますので、ごみの分別についての規定はないのか確認をいたします。

(2)についてであります。建物の解体費用、土地の処分、最終処分場に埋められていた焼却灰の処分などプラス面もあれば、マイナス面もあると考えます。特に最終処分場に埋められていた焼却灰の処分は、1995年、平成7年から始めていますが、まだダイオキシン対策が取られていない時期です。本組合がダイオキシン対策を行ったのは2002年、平成14年11月ですので、ダイオキシン対策の取られていない焼却灰が埋められていたことになるかと私は受け

止めています。まず、この認識でよいのか確認します。

そして、埋立てが終わったのは2007年、平成19年です。この最終処分場の焼却灰の処分について、彩北広域清掃組合事業が終了した後は、どのようになつて対応しようとしているのか伺います。

また、本日、行田市から土地借上料として108万円（P28に発言の訂正有）借りているというふうに決算の中ではありますが、費用について今から検証することも必要ではないかと考えますので、お答えをいただきたいと思ます。

2の（1）についてであります。分別の徹底について、この間の構成市の担当者の間では、本来入らないはずのビニール、プラスチック類を減らすということをごどのように検討されてきたのか。本来、石油由来のビニール、プラスチック類の混合割合をどこまで引き下げることをご目標にしているのか、お伺いをいたします。以上で終わります。

〔議長より質疑中の数値について訂正を求める発言あり〕

○10番 竹田悦子議員 すみません。では、文言の訂正をお願いいたします。100万8,000円で訂正をお願いいたします。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○佐野雄一事務局長 再質問にお答え申し上げます。

まず、全炉停止の教訓についてでございますが、これまで当施設が全炉停止をして行った補修は、最長で14日間の補修でございました。その間、可燃ごみの処理につきましては、全量ではございませんが、埼玉中部環境保全組合にご協力をいただいております。長期間にわたり全量処理をお願いすることになれば、一施設だけでは処理し切れないため、近隣の複数の施設をお願いすることになり、市民生活にも支障を来すことにもなりますので、今後も引き続き適正な維持管理に努めてまいりたいと存じます。

次に、経年劣化の中、部品調達は大丈夫かについてでございますが、納期がかかるものや廃盤になっている部品などもございますが、組合ではこれまでのノウハウを生かし、施設課職員が中心となって部品の在庫管理を徹底し、その都度、プラントメーカーや運転管理業務の委託業者等と対応方法について協議を行い、

業務に支障がないよう対応しております。

次に、埼玉県清掃行政研究協議会ごみ処理施設県内協力体制実施要綱にはごみの分別に関する規定はないのかについてでございますけれども、実施要綱の第4条には会員の責務規定がございますして、分別収集の徹底を図り、可燃、不燃の区分はもとより、資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めなければならないと規定されております。

次に、最終処分場には、ダイオキシン対策の取られていない焼却灰が埋められているとの認識でよいかについてでございますが、ダイオキシン対策に係る法律等の基準が適用されたのは平成14年12月からでございますので、議員ご指摘のとおりでございます。

次に、組合事業が終了した際の最終処分場の焼却灰の処分はどのようにするのかについてでございますけれども、現在、管理型最終処分場について廃止に向けて県と検討、協議を行っております。処分方法につきましては、今後の検討課題であると認識しております。

次に、分別の徹底に関する構成市との話合いの内容についてでございますが、これまでも分別の徹底などについて構成市と組合で協議を行い、その対応策について検討してまいりました。このたび、搬入不適物の混入防止対策の一環として、本年10月から紙袋と併せポリエチレン製あるいは同等のごみ袋での受入れを試験的に実施したものでございます。

次に、ビニール、プラスチック類の混入割合をどこまで引き下げるのか、その目標についてでございますが、現施設は焼却処理するごみの発熱量を600キロカロリーから1,800キロカロリーとして設計されております。1,800キロカロリーのごみとは、ごみ組成分析からビニール、プラスチック類の混在率は20%程度であるため、組合では混在率20%により近づくことが望ましいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 以上で、組合に対する一般質問を終結いたします。

△特定事件の委員会付託

○吉田豊彦議長 次に、日程第5、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として、議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和3年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

午後 2時 50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年 月 日

彩北広域清掃組合議会議長

吉 田 豊 彦

彩北広域清掃組合議会議員

竹 田 悦 子

同

町 田 光